＼ますます便利に／ ID 1003577

マイナンバーカード

問市民課☎(632)5266

マイナンバーカードは、公的な身分証明書の他、さまざまなサービスや電子申請に利用されています。

今後、マイナンバーカードで利用できるサービスが順次拡大していく予定です。

今回は、マイナンバーカードの申請方法、利用できるサービスを紹介します。

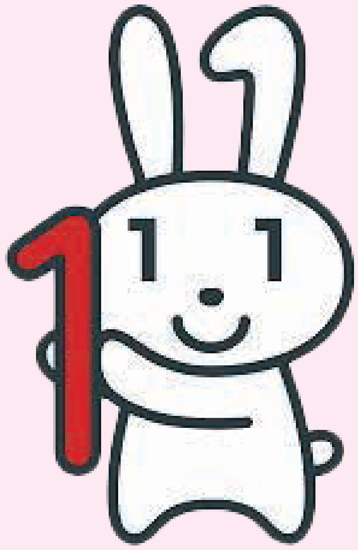

マイナンバーカードの電子証明書搭載で利用できるサービス

■**証明書のコンビニ交付サービス**

全国のコンビニエンスストアに設置してあるマルチコピー機（キオスク端末）で、住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本、所得証明書などを市役所窓口よりも安価で取得することができます。

▼**利用時間**　午前6時30分～午後11時。

■**電子申請が利用できます**　確定申告や各種行政手続きなどを確認できる「マイナポータル」を利用できます。

マイナンバーカード取得でますますお得で便利に

■**キャッシュレス決済で使えるお得なポイント**　マイナポイントの予約、申し込みを行い、キャッシュレス決済サービス（電子マネーなど）で、買い物などをすると、最大5000円分のマイナポイントが付与されます。さらに、市のポイント上乗せもあります。

■**健康保険証の代わりに**　電子証明書により、令和3年3月から、医療機関で利用できる予定です。

マイナンバーカード申請から受け取りまでの流れ

1 申請

右のいずれかの方法で申請してください。

なお、交付申請書が手元に無い場合は、申請書ID・QRコードが記載されている交付申請書を市役所にて発行し、簡易書留にてお送りします。また、本人確認の後、窓口でのお渡しも可能です。

お渡しできる交付申請書は、交付申請者とその同一世帯の人のものとなります。

2 交付通知書が届きます

申請してから１～２カ月程度で、交付通知書（はがき）が自宅に届きます。

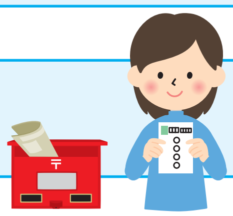

3 受け取り

交付通知書に記載された交付場所で受け取れます。申請者本人が、必要書類と交付通知書をお持ちください。

＼ご協力ください／

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、適切な時期に交付通知書に記載されている交付場所にお越しください。

▼**交付通知書を無くした場合**

市から同様の書類を1週間程度で発送します。

▼**その他**　申請からお渡しまでに1～2カ月程度時間が掛かります。ご理解いただきますようお願いします。申請から受け取りまでについて、詳しくは、市民課☎(632)5266へ。

3つの申請方法

1 郵送

マイナンバー通知カードの下の交付申請書、または個人番号通知書に同封されている交付申請書に、必要事項を書き、顔写真を貼って送付。

2 インターネット

交付申請書に記載されている申請書ID・QRコードを利用し、インターネットで申請。

3 窓口

申請者本人が、運転免許証や、健康保険証などの本人確認書類2点と、顔写真を持参することで、市民課、各区・出の窓口でも申請することができます。

また、市民課では、初めてマイナンバーカードを取得する人を対象に、写真撮影サービスを実施しています。

URL1　https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/
URL2　https://id.mykey.soumu.go.jp/mypage/MKCAS010/

マイナンバーカードでマイナポイント

＼登録すれば　お得がいっぱい／

マイナポイントを予約しよう

ID 1022155

問経営管理課☎(632)2039

▼期間　9月～令和3年3月。

▼内容　マイナンバーカードをお持ちの人が、キャッシュレス決済サービス(電子マネーなど)でチャージや買い物をすると、その金額の25%、最大5,000円分のマイナポイントがもらえます。詳しくは、総務省のマイナポイント事業HP URL1へ。

▲マイナポイント事業HP

▼予約方法　公的個人認証サービス対応のスマートフォンや、カードリーダーを接続したパソコンから、マイキープラットフォームHP URL2へアクセスし、予約できます。

▲マイキープラットフォームHP

■マイキーIDの設定をお手伝いします

▼会場　マイキーID設定支援窓口(市役所1階)。

▼時間　午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝休日を除く)。

▼必要なもの　マイナンバーカードと取得時に設定した4桁の暗証番号(利用者証明用電子証明書)。

▼その他　電話による相談は、マイキーID設定支援専用ダイヤル(経営管理課内)☎080(9575)5504へ。

＼チェック／

市提携キャッシュレス決済サービスを選択すると1,000円分の上乗せポイントを付与

⚠ご注意ください⚠

▼市が提携する決済サービスは、8月末頃までに市HPなどでお知らせします。

▼選択した決済サービスは変更できません。

マイナポイントが付与されるまでの流れ

1 マイナンバーカードを取得し、4ケタの暗証番号を設定

2 マイナポイントを予約

マイナポイント事業HP URL1から専用のアプリまたはソフトをダウンロードし、1で設定した暗証番号を入力し、マイキーIDを設定。

※3 4の手続きは、市提携キャッシュレスサービスが決定するまで、お待ちください。

3 マイナポイントを申し込み

キャッシュレス決済サービスを選択。

4 選択したキャッシュレス決済サービスで、チャージや買い物などをする

▼期間　9月～令和3年3月。

↓

選択した決済サービスにマイナポイントを付与

＼New／

健康保険証として利用できるようになります！

問保険年金課☎(632)2323

マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。利用には事前に登録が必要です。

▼登録期間　令和2年度(予定)。サービス開始は令和3年3月予定。

▼登録方法　子育てや介護をはじめとする行政手続きの検索などができる自分専用のサイト「マイナポータル」に必要事項を入力。

▼利用方法　右の図を参照。

▼その他　マイナンバーカードが健康保険証以外で使用されることはありません。利用について、詳しくは、マイナンバー総合フリーダイヤル☎0120(95)0178へ。

Step1 マイナンバーカードをカードリーダーにかざす

医療機関や薬局の受付で、マイナンバーカードをカードリーダーにかざします。カードの顔写真を機器、または職員が目視で確認します。

↓

Step2 オンラインであなたの医療保険資格を確認

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により、医療保険の資格をオンラインで確認します。